

○さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則

平成13年5月1日

規則第115号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成13年さいたま市条例第173号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成18年規則108号〕）

(減免する使用料等)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める使用料等は、別表の左欄に掲げるとおりとし、当該使用料等の減額又は免除の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（一部改正〔平成18年規則108号〕）

(減免の申請)

第3条 条例第3条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、利用しようとする公の施設の長に対し、障害者にあつては当該障害者が交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものとして市長が特に認めるものを提示し、付添者にあつては障害者に現に付き添っている者である旨を申し出て、減額又は免除の申請をしなければならない。

（一部改正〔平成18年規則108号・令和3年98号〕）

(端数計算)

第4条 別表の規定により使用料等を減額して算定する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（一部改正〔平成18年規則108号〕）

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の障害者の利用に係る公の施設使用料減免条

例施行規則（平成9年浦和市規則第14号）、大宮市公の施設使用料減免条例施行規則（平成元年大宮市規則第14号）又は与野市障害者の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例施行規則（平成11年与野市規則第18号）の規定によりなされた使用料の減額又は免除は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成14年4月22日規則第84号）

この規則は、平成14年5月7日から施行する。

附 則（平成15年1月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表さいたま市立大宮中央公民館の使用料の項の改正規定及び同表さいたま市立浦和中央公民館の使用料（陶芸窯の使用料を除く。）の項を削る改正規定 平成15年4月1日
- (2) 別表に下落合コミュニティセンターの使用料の項を加える改正規定 平成15年5月8日
- (3) 別表にさいたま市記念総合体育館の使用料の項を加える改正規定 平成15年6月1日

附 則（平成15年3月26日規則第30号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第25号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表にさいたま市高鼻コミュニティセンターの使用料の項を加える改正規定及び同表さいたま市女性・労働福祉会館の使用料の項を削る改正規定 平成16年4月1日
- (2) 別表にさいたま市男女共同参画推進センターの使用料の項を加える改正規定及び同表さいたま市立中央公民館の使用料の項の改正規定 平成16年5月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成16年7月1日

附 則（平成16年6月28日規則第76号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第68号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表にさいたま市地域中核施設プラザウエストの駐車場使用料の項を加える改正規定は、平成17年7月5日から施行する。

附 則（平成18年3月29日規則第27号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月26日規則第108号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表にさいたま市営武蔵浦和駅東駐車場の使用料等の項を加える改正規定は、平成18年7月15日から施行する。

附 則（平成19年10月4日規則第121号）

この規則中別表にさいたま市営浦和駅東口駐車場の使用料等の項を加える改正規定は平成19年10月9日から、その他の規定は平成19年10月25日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第34号）

この規則中別表さいたま市立南郷ふるさとの家の使用料等の項を削り、同表さいたま市立南郷荘の使用料等の項中「さいたま市立南郷荘」を「さいたま市ホテル南郷」に改める改正規定は平成20年4月1日から、同表にさいたま市地域中核施設プラザノースの使用料等（駐車場使用料等を除く。）の項及びさいたま市地域中核施設プラザノースの駐車場使用料等の項を加える改正規定は平成20年5月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月2日規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月16日規則第4号）

この規則は、平成22年3月28日から施行する。

附 則（平成23年3月4日規則第7号）

この規則中別表にさいたま市日進公園コミュニティセンターの使用料等の項を加える改正は平成23年4月1日から、同表にさいたま市老人福祉センター仲本荘の使用料等の項を加える改正は同年5月1日から施行する。

附 則（平成24年11月5日規則第110号）

この規則は、平成25年1月4日から施行する。

附 則（平成27年11月17日規則第104号）

この規則は、平成28年1月4日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第85号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第14号）

この規則は、平成31年5月7日から施行する。ただし、別表中さいたま市営北浦和臨時

駐車場の使用料等の項を削る改正は、同年４月１日から施行する。

附 則（令和元年９月３日規則第33号）

この規則は、令和元年10月１日から施行する。

附 則（令和２年１月22日規則第４号）

この規則は、令和２年２月22日から施行する。ただし、別表中さいたま市六日町山の家
の使用料等の項を削る改正は、同年４月１日から施行する。

附 則（令和２年５月26日規則第76号）

この規則は、令和２年６月１日から施行する。

附 則（令和３年２月26日規則第８号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年11月10日規則第98号）

この規則は、令和３年12月１日から施行する。

別表（第２条、第４条関係）

（全部改正〔平成22年規則４号〕、一部改正〔平成23年規則７号・24年110号・
27年104号・28年85号・30年３号・31年14号・令和元年33号・２年４号・76号・
３年８号〕）

使用料等の名称	減額又は免除の区分及びその内容	
	区分	内容
さいたま市立大宮図書館の研究席、研修室及び展示スペースの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市青少年宇宙科学館の入場料及び使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市宇宙劇場の入場料及び使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市立館岩少年自然の家の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市立博物館の入館料（特別展示の場合）	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市立浦和博物館の入館料（特別展示の場合）	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
浦和くらしの博物館民家園の入館料（特別展	減額	左記使用料等の額の2分の1に

示の場合)		相当する額
旧坂東家住宅見沼くらしっく館の入館料（特別展示の場合）	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市うらわ美術館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市浦和駒場体育館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市大宮体育館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市与野体育館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市浦和西体育館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市記念総合体育館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市大宮武道館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市大宮ふれあい福祉センターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市老人福祉センター和楽荘の使用料等	免除	
さいたま市老人福祉センター寿楽荘の使用料等	免除	
さいたま市老人福祉センターあずま荘の使用料等	免除	
さいたま市老人福祉センター東楽園の使用料等	免除	
さいたま市老人福祉センターしもか荘の使用料等	免除	
さいたま市老人福祉センターいこい荘の使用料等	免除	

料等		
さいたま市老人福祉センター馬宮荘の使用料等	免除	
さいたま市老人福祉センター槻寿苑の使用料等	免除	
さいたま市老人福祉センター仲本荘の使用料等	免除	
さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘の使用料等	免除	
さいたま市健康福祉センター西楽園の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場の使用料等	免除	
青山苑納骨堂の和室の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市浦和斎場の使用料等（火葬場の使用料等を除く。）	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市思い出の里会館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市ひかり会館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市大宮聖苑の使用料等（火葬場の使用料等を除く。）	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市営自転車等駐車場条例（平成13年さいたま市条例第208号）別表第1に規定する自転車等駐車場の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市営北与野駅北口地下駐車場の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市営桜木駐車場の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額

さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市営武蔵浦和駅東駐車場の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市営浦和駅東口駐車場の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市大宮区役所駐車場の使用料	免除	
さいたま市さいたま新都心バスターミナルの使用料等（駐車場の使用料等に限る。）	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市南浦和コミュニティセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市地域中核施設プラザイーストの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市東大宮コミュニティセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市七里コミュニティセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市宮原コミュニティセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市馬宮コミュニティセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市西部文化センターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市与野本町コミュニティセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市上峰コミュニティホールの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市西与野コミュニティホールの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市下落合コミュニティセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額

用料等		相当する額
さいたま市高鼻コミュニティセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市コミュニティセンターいわつきの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市ふれあいプラザいわつきの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市地域中核施設プラザウエストの使用料等（駐車場の使用料等を除く。）	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市地域中核施設プラザウエストの駐車場の使用料等	免除	
さいたま市大宮工房館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市片柳コミュニティセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市浦和コミュニティセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市地域中核施設プラザノースの使用料等（駐車場の使用料等を除く。）	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市地域中核施設プラザノースの駐車場の使用料等	免除	
さいたま市日進公園コミュニティセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市武蔵浦和コミュニティセンターの使用料等（駐車場及び自転車等駐車場の使用料等を除く。）	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市武蔵浦和コミュニティセンターの駐車場及び自転車等駐車場の使用料等	免除	

さいたま市美園コミュニティセンターの使用料等（駐車場及び自転車等駐車場の使用料等を除く。）	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市美園コミュニティセンターの駐車場及び自転車等駐車場の使用料等	免除	
さいたま市ホテル南郷の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市新治ファミリーランドの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市見沼ヘルシーランドの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市桜環境センター余熱体験施設の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市盆栽四季の家の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市大宮ソニック市民ホールの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市文化センターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市民会館おおみやの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市民会館いわつきの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
恭慶館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
氷川の杜文化館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市岩槻人形博物館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市大宮盆栽美術館の使用料等（駐車場	減額	左記使用料等の額の2分の1に

場の使用料等を除く。)		相当する額
さいたま市大宮盆栽美術館の駐車場の使用料等	免除	
さいたま市男女共同参画推進センターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市市民活動サポートセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市産業振興会館の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市産業文化センターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市にぎわい交流館いわつきの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市市民の森の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市農村広場の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市大宮花の丘農林公苑緑のふるさとセンターの使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
さいたま市都市公園条例（平成13年さいたま市条例第244号）別表第3に規定する公園施設の使用料等（コインロッカーの使用料等を除く。）	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
浦和北公園（高齢者いこいの公園）の公園施設の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
三橋プールの使用料等（コインロッカーの使用料等を除く。）	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
下落合プールの使用料等（コインロッカーの使用料等を除く。）	減額	左記使用料等の額の2分の1に相当する額
岩槻温水プールの使用料等（コインロッカー	減額	左記使用料等の額の2分の1に

の使用料等を除く。)		相当する額
さいたま市大宮公園サッカー場の使用料等	減額	左記使用料等の額の2分の1に 相当する額